

現物確認・対面説明の義務化

近年は、インターネット上での動物の取引が増加しています。しかしながら、一般の商品とは異なり、動物はその個体ごとに特徴・癖等の個性があり、場合によっては過去にけがをしていたり、病気に罹患している場合もあります。

こういった状況については、インターネット上の画像、説明等では判別がしがたい場合も多く、ペットが自宅に届いて初めて気付く場合も多く見られます。

また、今回の改正動物愛護管理法に明記されたように、動物は、購入した者が最後まで適切に飼養する責任があり、それを果たすための準備と覚悟が必要です。

確かに、インターネット上での売買は、遠隔地にある様々な動物を購入することが可能な便利な手法ですが、販売業者・購入者の双方が以上のことを確実に担保するためには十分ではありません。

この様なことを原因として、インターネット上のみでの動物の売買については、購入者等から様々なトラブルが指摘されています(平成24年2月 国民生活センター ペットのインターネット取引にみるトラブル)

そのため、改正動物愛護管理法では、第一種動物取扱業者が動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)を販売する場合には、その動物を購入しようとする者に対し、あらかじめ、販売する動物の現在の状況を直接見せるとともに、対面によりその飼養方法、生年月日等適正飼養のために必要な情報を提供することが義務付けられました。

現物をしっかり確認すること、適正飼養のために必要な情報の説明を対面で受ける必要性については、動物ごとに差がないことから、哺乳類・鳥類・爬虫類全ての動物が規制対象になっています。

なお、広告等のためにインターネットを活用することや、あらかじめ、現物確認・対面説明を済ませた後、インターネット上で売買契約を行うことは可能です。

